

政策:3.働く人が安心して安全で快適に働くことができる環境を整備することにかかるコストの状況

(所管:厚生労働省、一般会計、組織:厚生労働本省、担当部局:労働基準局、雇用環境・均等局、年金局、政策統括官、組織:都道府県労働局、担当部局:都道府県労働局、組織:中央労働委員会、担当部局:中央労働委員会)

(労働保険特別会計労災勘定、徴収勘定、雇用勘定)

1. 政策にかかるコスト ..... 1,037,381 百万円

(単位:百万円)

区 分	人件費	賞与引当金繰入額	退職給付引当金繰入額	労災保険給付費	労災援護給付費	保険料返還金	石綿健康被害救済事業 交付金	補助金等
I 人にかかるコスト	46,249	38,995	2,852	4,401	-	-	-	-
II ①物にかかるコスト	3,132	-	-	-	-	-	-	-
②庁舎等(減価償却費)	2,758	-	-	-	-	-	-	-
III 事業コスト	985,241	(-)	(-)	(-)	757,929	94,576	33,707	3,744
(1)労働条件の確保・改善を図ること	1,183	(-)	(-)	(-)	-	-	-	300
(2)労働者が安全で健康に働くことができる職場づくりを 推進すること	26,719	(-)	(-)	(-)	-	-	-	16,065
(3)労働災害に被災した労働者等に対し必要な保険給付 を行うとともに、その社会復帰の促進等を図ること	894,480	(-)	(-)	(-)	757,929	94,576	-	13,193
(4)安定した労使関係等の形成を促進すること	1,414	(-)	(-)	(-)	-	-	-	23
(5)労働保険適用徴収業務の適正かつ円滑な実施を図 ること	61,442	(-)	(-)	(-)	-	-	33,707	3,744
コスト計(I+II+III)	1,037,381	38,995	2,852	4,401	757,929	94,576	33,707	3,744

(単位:百万円)

区 分	委託費等	独立行政法人運営費交 付金	庁費等	その他の経費	減価償却費	責任準備金繰入額	貸倒引当金繰入額	資産処分損益
I 人にかかるコスト	-	-	-	-	-	-	-	-
II ①物にかかるコスト	10	-	1,004	614	882	-	-	620
②庁舎等(減価償却費)	-	-	-	-	2,758	-	-	-
III 事業コスト	22,027	10,869	32,480	29,881	3,158	△ 43,172	10,427	27
(1)労働条件の確保・改善を図ること	155	-	176	551	-	-	-	-
(2)労働者が安全で健康に働くことができる職場づくりを 推進すること	6,348	-	1,990	2,274	40	-	-	-
(3)労働災害に被災した労働者等に対し必要な保険給付 を行うとともに、その社会復帰の促進等を図ること	13,555	10,195	21,770	13,282	2,687	△ 43,172	10,434	27
(4)安定した労使関係等の形成を促進すること	402	674	155	158	-	-	-	-
(5)労働保険適用徴収業務の適正かつ円滑な実施を図 ること	1,564	-	8,387	13,614	430	-	△ 6	0
コスト計(I+II+III)	22,038	10,869	33,485	30,495	6,799	△ 43,172	10,427	647

(単位:百万円)

区 分	(参 考) 決算額
I 人にかかるコスト	-
II ①物にかかるコスト	-
②庁舎等(減価償却費)	-
III 事業コスト	3,654,081
(1)労働条件の確保・改善を図ること	1,184
(2)労働者が安全で健康に働くことができる職場づくりを推進すること	26,890
(3)労働災害に被災した労働者等に対し必要な保険給付を行うとともに、その社会復帰の促進等を図ること	961,570
(4)安定した労使関係等の形成を促進すること	1,414
(5)労働保険適用徴収業務の適正かつ円滑な実施を図ること	2,663,021
コスト計(I+II+III)	-

(参考) 自己収入	1,036,621	百万円
-----------	-----------	-----

当該政策にかかる自己収入については、労働保険特別会計の労災保険料等1,015,670百万円

労働保険特別会計の雇用保険料等 17,013百万円

労働保険特別会計の拠出金収入 3,938百万円

## 2. 政策にかかるストック情報(主な資産等)

(単位:百万円)

区 分	ストック内訳								
	未収金	未収収益	前払費用	貸倒引当金	土地	立木材	建物	工作物	
物にかかるコスト	2,580	-	-	-	-	-	-	-	
庁舎等	70,990	-	-	-	30,889	74	33,752	6,273	
(2)労働者が安全で健康に働くことができる職場づくりを推進すること	48	-	-	-	-	-	-	-	
(3)労働災害に被災した労働者等に対し必要な保険給付を行うとともに、その社会復帰の促進等を図ること	△ 7,522,092	45,524	27,457	8	△ 17,937	21,945	299	-	
(5)労働保険適用徴収業務の適正かつ円滑な実施を図ること	△ 7,216	42	0	1	△ 16	-	-	-	
合 計	△ 7,455,689	45,567	27,457	10	△ 17,954	52,835	373	33,752	6,273

(単位:百万円)

区 分	ストック内訳								
	物品	無形固定資産	出資金	未払金	支払備金	未経過保険料	賞与引当金	責任準備金	
物にかかるコスト	2,493	87	-	-	-	-	-	-	
庁舎等	-	-	-	-	-	-	-	-	
(2)労働者が安全で健康に働くことができる職場づくりを推進すること	-	48	-	-	-	-	-	-	
(3)労働災害に被災した労働者等に対し必要な保険給付を行うとともに、その社会復帰の促進等を図ること	-	10,929	251,387	△ 26	△ 174,954	△ 23,652	△ 1,647	△ 7,634,381	
(5)労働保険適用徴収業務の適正かつ円滑な実施を図ること	314	949	-	△ 894	-	-	△ 396	-	
合 計	2,807	12,015	251,387	△ 921	△ 174,954	△ 23,652	△ 2,044	△ 7,634,381	

(単位:百万円)

区 分	ストック内訳		備 考
	退職給付引当金	その他の債務等	
物にかかるコスト	-	-	
庁舎等	-	-	
(2)労働者が安全で健康に働くことができる職場づくりを推進すること	-	-	
(3)労働災害に被災した労働者等に対し必要な保険給付を行うとともに、その社会復帰の促進等を図ること	△ 27,043	-	
(5)労働保険適用徴収業務の適正かつ円滑な実施を図ること	△ 7,189	△ 27	
合 計	△ 34,233	△ 27	

※「物にかかるコスト」及び「庁舎等」の区分に当てはめられてる「物品」・「無形固定資産」、「土地」・「立木竹」及び「建物」・「工作物」は、特定の政策に結びつけることが困難なため、定員数により、当該政策に配分を行っている。

### 3. 参考情報

(1)当該政策に関連するコストの状況

①当該政策に配分された官房経費等の額 (単位:百万円)

I 人にかかるコスト	2,759
II 物にかかるコスト(庁舎等を含む。)	1,016
III その他事業コスト	-
合 計	3,776

②当該政策に配分された当年度の公債にかかる利払費 (単位:百万円)

利払費	23,407
-----	--------

・省庁別財務書類の公債関連情報として記載されている利払費が、一般会計における政策ごとの「政策にかかるコスト」と「当該政策に配分された 官房経費等」を合算したコストを基準として当該政策に配分された場合の額である。

(2)政策の概要

労働条件の確保・改善を図ること、労働者が安全で健康に働くことができる職場づくりを推進すること、労働災害に被災した労働者等に対し必要な保険給付を行うとともに、その社会復帰の促進等を図ること、安定した労使関係等の形成を促進すること、労働保険適用徴収業務の適正かつ円滑な実施を図ること。

(3)共通経費配分の方法

「人にかかるコスト」、「物にかかるコスト」及び「庁舎等」については、定員数による配分を行っている。また、本省に一括して計上されている一部の人件費については、定員数により地方局・外局へ配分を行っている。

(4)その他

なし。